

日本代表ウェアスポンサー掲出規程

特定非営利活動法人 日本ブラインドサッカー協会

第1条 目的

- 1.1 本規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会（以下「本協会」という）の日本代表チーム（以下「日本代表」という）のウェアへのスポンサー掲出に関する事項について定める。

第2条 定義

- 2.1 本規程においてウェアとは、本協会が日本代表のために制作し、支給ないし貸与するものを言い、ピステ、ジャージ、トレーニングウェア等を指す。
- 2.2 試合に着用する「ユニフォーム」は本規程「ウェア」には該当しない。
- 2.3 日本代表チームとは、ブラインドサッカー男子、ブラインドサッカー女子、ロービジョンフットサルの各代表チームを指す。

第3条 広告の表示

- 3.1 広告表示箇所及びサイズは次のとおりとする。
 - 3.1.1 シャツ胸前面：選手番号の上部又は下部に 300cm² を超えないサイズ。
 - 3.1.1.1 ただし、前面にチャック等があり、マークが困難な場合、胸右に掲出することができる。その場合は 65cm² を超えないサイズとする。
 - 3.1.2 シャツ胸右（メーカーロゴ下）：35cm² を超えないサイズ。
 - 3.1.3 シャツ胸左（当協会ロゴ下）：35cm² を超えないサイズ。
 - 3.1.4 シャツ背中：選手番号の上部又は下部に 200cm² を超えないサイズ。
 - 3.1.5 シャツ左右袖：30cm² を超えないサイズ。左右各3カ所に添付することができる。
 - 3.1.6 ショーツ前面左右：80cm² を超えないサイズ。
 - 3.1.7 シャツ背中サブ：46cm² を超えない、かつ、横幅を10.5mm以下のサイズ。
 - 3.1.7.1 「シャツ背中」の下に横並びで2箇所表示されるものとする。
 - 3.1.7.2 シャツ背中サブのロゴの座布団（バック地色）のサイズは全て同じ縦横比とする。

第4条 公認ロゴ等

- 4.1 本協会又は公式競技会主催者が指定する大会マーク及びキャンペーンマーク他広告以外のものを表示する場合は、原則として本規程第3条のサイズを適用するものとする。

第5条 改訂

- 5.1 本規定の改訂は、常任理事会の決議に基づきこれを行う。

5.2 改定履歴

- 5.2.1 2019年4月15日

第6条 施行

6.1 本規定は、2016年8月1日から施行する。